

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	05 浅川地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日(木) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
・中山間地域は、急峻で狭隘な農地が多く、機械化が進まないため営農の継続が困難な場所が多くある。また、周辺農地の山林化により、耕作を断念する農地も多く、集約、集積が進まない。
・山手の農地の荒廃化に併せ、野生鳥獣による農作物への被害が拡大しており、環境整備事業や防護柵の設置など、複合的な対策が必要である。
・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・近年主要作物であるりんご栽培は減少傾向にあるが、標高を活かした味の良いりんご栽培を守っていく。
・新規作物であるぶどう等を導入し、今後建設予定のワイナリーを軸にワイン・シードル等新たな商品開発による六次産業化を検討する。
・地区内の高低差があることから、それを有効活用し、夏場の冷涼な気候を活かした高原野菜等の栽培を検討していく。
・水稻に関しては中山間地等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら現状維持を図っていく。
・農家の高齢化に対応するため、ヘーゼルナッツやソルガム等省力栽培が可能な作物の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現耕作者の今後の意向を定期的に把握して農地集約化を推進する。当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じて担い手の掘り起こしをするほか、新規就農者や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ワイン用ぶどうの生産効率の向上や農地の集約化を図るため、農地の区画整理や農道の整備など基盤整備事業の実施について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・任期満了後の地域おこし協力隊の人脈を活用し、さらに地域内外から新規就農者を呼びよせるなど新規就農者の受入れ・育成を積極的に推進していく。
- ・ブドウ等の栽培技術を学習できる体験農場の開設により人材育成するシステムを検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社が運営する農作業お手伝いさん制度を活用し、農作業の効率化と労働力の確保を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

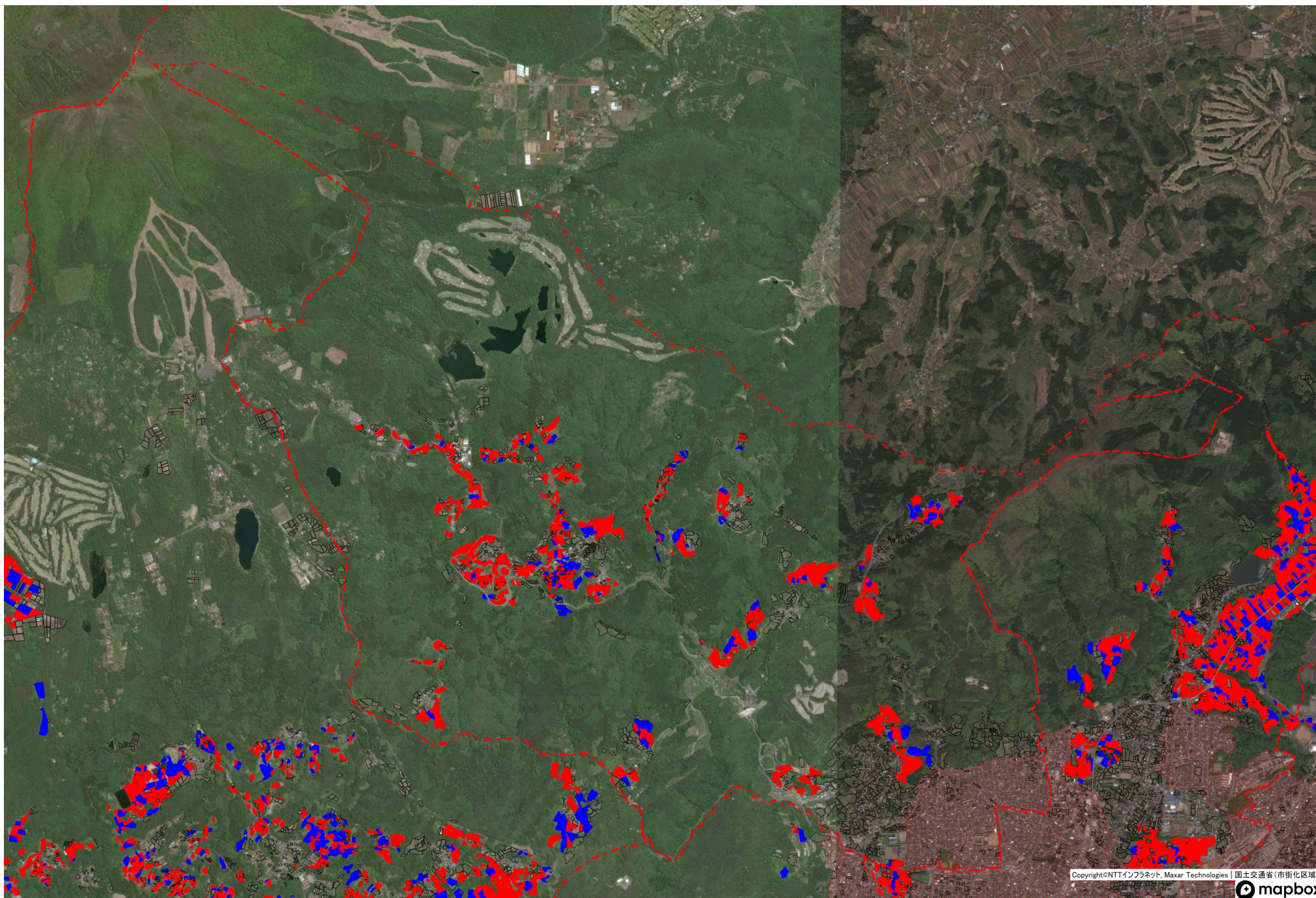
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩
 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年帰農者等を中心とした集落営農組織の設立について検討するとともに、営農全般を支援するような取り組みについても併せて検討する。

○野生鳥獣による被害防止対策の取組方針…①
 農地周辺の草刈りや隣接する山林の手入れなど環境整備事業の実施、野生鳥獣の進入を防止するための防護柵の設置、鳥獣を誘因するような放置農作物の撤去など、野生鳥獣の被害防止対策に関する取り組みについて検討する。

○特産品の開発に関する取組方針…⑩
 新たな地域の特産品の選定や開発に関する取り組みについて検討する。



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）